

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	黒潮町

黒潮町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 黒潮町 海洋森林課
所在地 高知県幡多郡黒潮町佐賀 1092-1
電話番号 0880-55-3115
FAX番号 0880-55-3850
メールアドレス kaiyoshinrin@town.kuroshio.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カラス、ハクビシン、タヌキ、アナグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	高知県幡多郡黒潮町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、果樹(ミカン) イモ類(サツマイモ等) 野菜	3,137千円 2.25ha
シカ	水稲、果樹(ミカン)	144千円 0.17ha
サル	野菜	201千円 0.05ha
カラス	果樹(ミカン)	272千円 0.05ha
ハクビシン	イモ類(サツマイモ等))、果樹(ミカン)	199千円 0.05ha
タヌキ・アナグマ	野菜、その他	269千円 0.06ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシによる被害は、一年間を通して水稲、果樹、イモ類、野菜など農作物全般への食害が多く発生している。 捕獲頭数は過去最高を記録したが、毎年捕獲活動を行うことにより、被害額も減少した。 <p>シカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当町では捕獲頭数および被害については、まだ少ないが年々増加傾向にある。近隣市町村では捕獲頭数、被害が多くなっており、当町においても危惧している。
--

サル
・当町では近隣市町村で生息する群れからはぐれたサルが単独で行動し、野菜等に被害を及ぼしている。現在被害は少ないが、今後生息数が増え被害が増えることを危惧している。
カラス
・捕獲頭数および被害については少ないが、果樹（ミカン）が集中的に被害に遭うケースが増えており、危惧している。
ハクビシン
・一年間を通して水稲以外の農作物への食害が多く発生している。 捕獲頭数、被害額も増加傾向にあり、危惧している。
タヌキ、アナグマ
・一年間を通して水稲以外の農作物への食害が多く発生している。 捕獲頭数、被害額は増加傾向にあり、危惧している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額		
イノシシ	3, 137千円	2, 195千円
シカ	144千円	100千円
サル	201千円	140千円
カラス	272千円	190千円
ハクビシン	199千円	139千円
タヌキ、アナグマ	269千円	188千円
被害面積		
イノシシ	2.25ha	1.57ha
シカ	0.17ha	0.11ha
サル	0.05ha	0.03ha
カラス	0.05ha	0.03ha
ハクビシン	0.05ha	0.03ha
タヌキ、アナグマ	0.06ha	0.04ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>捕獲体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区猟友会へ有害捕獲を依頼 ・ 対象は全ての有害鳥獣 <p>【捕獲機材の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ等対策として、R2～R4(3カ年)に国、町の補助事業で申請のあった集落にイノシシ頭捕獲檻を44基導入した。 <p>【その他捕獲に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ5,000円、シカ10,000円、サル30,000円、カラス1,000円、ハクビシン2,000円、タヌキ・アナグマ 2,000円の捕獲報奨金制度を設け、H25より県補助事業によりイノシシ、シカにそれぞれ7,000円を加算追加して、被害防止に努めている。 ・ 県のくくりわな配布事業により、R2～R4(3カ年)に170個を捕獲従事者に配布し被害防止に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化等による捕獲従事者の減少、新たな従事者の確保 ・ 今後増加すると思われる、シカ肉の有効利用(捕獲を促進する効果) ・ サル捕獲者の不足。
防護柵の設置等に関する取組	<p>【進入防止柵の設置・管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシ、シカ等対策とし、R2～R4(3カ年)に国・県助成事業等を活用し、申請のあった集落に電気柵、溶接金網柵を等 37,249.2mを設置した。 <p>【被害防止技術・知識の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町広報に鳥獣被害対策の啓発記事を掲載した。また、狩猟免許試験の記事も併せて掲載し、住民の免許取得への意識を促した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山間部や防護柵の未設置区域には、イノシシによる被害が相次いで発生しており、集落全体をあげての防護柵の設置をすることが必要である。 ・ 設置容易な防護柵を設置しているため、経年劣化による腐食が激しく、施設管理(補修作業)がより一層必要である。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・平成23年度より開始した狩猟免許取得促進事業を継続し、狩猟者の高齢化、担い手不足の解消を図る。
- ・町全体では防護柵の数が不足しているため、防護柵等の設置を促進する。
- ・設置後の防護柵の経年劣化による腐食については、施設管理（補修作業）を行う。
- ・捕獲による被害防止対策として、捕獲檻やくくりわなの設置を促進する。
- ・被害防止等に関する知識の普及等に積極的に取り組むこととする。内容として、町の広報誌への掲載や協議会を中心に研修会、講演会等を通じて、地域住民の鳥獣害対策についての意識改革や地域ぐるみで取り組む機運の醸成に努める。
- ・鳥獣被害対策実施隊を中心に捕獲、追い払いの充実をはかり被害防止対策を実施する。
- ・近隣（隣接）市町村である四万十市及四万十町と連携し、シカの連携捕獲を毎年1回実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在黒潮町では中村地区猟友会町内各支部長が代表となり、支部内所属の猟友会メンバーを記載した申請書を提出し、町より各個人へ許可証を発行して捕獲にあたってもらっている。

また、農家等から有害鳥獣による被害の報告があった場合、鳥獣被害対策専門員・町職員並びに鳥獣保護管理員が現地を立会した後、被害地域周辺の猟友会メンバーに連絡し、猟友会メンバーや鳥獣被害対策実施隊による、捕獲、追い払いを行っている。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ シカ サル カラス ハクビシ ン タヌキ・ア ゲマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許試験の日程を町の広報誌に掲載することと併せて、狩猟免許取得促進事業を周知し、免許取得の啓発を図る。 ・ 対象鳥獣については、狩猟期間外に捕獲したものについて報償金を出すようにし、捕獲の促進を図る。 ・ シカについては、狩猟期間内に捕獲したものについても報償金を出すようにし、捕獲の促進を図る。 ・ 新規狩猟免許取得者の確保。 ・ 猟友会との連携強化。 ・ 野生鳥獣に強い高知県づくり事業を活用し支援集落を選定し、勉強会や捕獲技術講習会など開催し、被害防止を図る。
6	イノシシ シカ サル カラス ハクビシ ン タヌキ・ア ゲマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許試験の日程を町の広報誌に掲載することと併せて、狩猟免許取得促進事業を周知し、免許取得の啓発を図る。 ・ 対象鳥獣については、狩猟期間外に捕獲したものについて報償金を出すようにし、捕獲の促進を図る。 ・ シカについては、狩猟期間内に捕獲したものについても報償金を出すようにし、捕獲の促進を図る。 ・ 新規狩猟免許取得者の確保。 ・ 猟友会との連携強化。 ・ 野生鳥獣に強い高知県づくり事業を活用し支援集落を選定し、勉強会や捕獲技術講習会など開催し、被害防止を図る。
7	イノシシ シカ サル カラス ハクビシ ン タヌキ・ア ゲマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許試験の日程を町の広報誌に掲載することと併せて、狩猟免許取得促進事業を周知し、免許取得の啓発を図る。 ・ 対象鳥獣については、狩猟期間外に捕獲したものについて報償金を出すようにし、捕獲の促進を図る。 ・ シカについては、狩猟期間内に捕獲したものについても報償金を出すようにし、捕獲の促進を図る。 ・ 新規狩猟免許取得者の確保。 ・ 猟友会との連携強化。 ・ 野生鳥獣に強い高知県づくり事業を活用し支援集落を選定し、勉強会や捕獲技術講習会など開催し、被害防止を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	・捕獲頭数は年々増加しており、R元年度に過去最高の1,282頭を捕獲、R2, R3年度と減少したものの、R4年度は1,056頭に達した。近隣市町村の動向、町内の状況をもみても依然として農作物への被害は続いており今後減少は考えにくく、その事を踏まえ計画数を1,000頭とする。
シカ	・捕獲頭数および被害については、まだ少ないが年々増加傾向にある。R3 205頭、R4年度211頭を捕獲した。近隣市町村でも捕獲頭数、被害が多くなっており、これらの事を考慮して、捕獲計画数を200頭とする。
サル	・捕獲頭数および被害については、まだ少ないが近隣市町村では捕獲頭数、被害が多くなっており周期的に被害発生傾向にある。又、行動範囲が広いことやこれらの事を考慮して、捕獲計画数を2頭とする。
カラス	・捕獲羽数および被害については、被害年々増加傾向にあり、特に果樹（ミカン）の被害が深刻となっている。R4年度は38羽捕獲した。これらの事を考慮して、捕獲計画数を30羽とする。
ハクビシン	・捕獲頭数および被害については、年々増加傾向にあり、農作物全般への被害が深刻となっている。R4年度は109頭捕獲した。これらの事を考慮して、捕獲計画数を100頭とする。
タヌキ、アナグマ	・捕獲頭数および被害については、年々増加傾向にあり、農作物全般への被害が深刻となっている。R3年度は464頭捕獲した。これらの事を考慮して、捕獲計画数を450頭とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	1,000	1,000	1,000
シカ	200	200	200
サル	2	2	2
カラス	30	30	30
ハクビシン	100	100	100
タヌキ・アナグマ	450	450	450

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>・イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ 農作物の被害を防止するため、4月1日から11月14日まで連続して銃・わなによる予察捕獲を行う。</p> <p>・シカ イノシシ同様、農作物の被害を防止するため、4月1日から11月14日まで連続して銃・わなによる予察捕獲を行う。また、猟期期間内においてもシカについては捕獲報償金を支払うようにして捕獲を促進する。</p> <p>・サル 周期的に出没し食外等を及ぼすため、鳥獣出没時にネットや銃による予察捕獲を行う。</p> <p>・カラス 農作物の被害を防止するため、4月1日から11月14日まで、ネットやわな、銃による予察捕獲を行う。</p> <p>・捕獲報償金 イノシシ 5,000 円、シカ 10,000 円、サル 30,000 円、カラス 1,000 円、ハクビシン 2,000 円、タヌキ・アナグマ 2,000 円を支出（町費）する。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>山中での銃使用の場合、特にシカの場合は、遠方からの射撃でないと標的に気づかれやすく、ライフル銃の弾丸の方が小枝等に接触しても、命中する確立が高いため、ライフル銃が必要である。</p>

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別

措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ シカ サル ハクビシン ヌキ・アゲマ	金網柵 10,000m 電気柵 1,000m ネット網 500m トタン 500m	金網柵 10,000m 電気柵 1,000m ネット網 500m トタン 500m	金網柵 10,000m 電気柵 1,000m ネット網 500m トタン 500m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5 年度	イノシシ シカ サル カラス ハクビシン ヌキ・アゲマ	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を活用し、捕獲檻やくくりわなの設置を促進する。 ・町の広報や配布物を使い、被害防止に関する知識の普及及び住民の被害対策の意識の向上を図る。 ・被害集落内の藪の刈払い等の里山整備や放任果樹の除去の推進を進める。 ・集落連携による野生鳥獣に強い高知県づくりを推進するため支援集落を選定するとともに各事業を活用し、勉強会や捕獲技術講習会など開催し、被害防止を図る。
6 年度	イノシシ シカ サル カラス ハクビシン ヌキ・アゲマ	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を活用し、捕獲檻やくくりわなの設置を促進する。 ・町の広報や配布物を使い、被害防止に関する知識の普及及び住民の被害対策の意識の向上を図る。 ・被害集落内の藪の刈払い等の里山整備や放任果樹の除去の推進を進める。 ・集落連携による野生鳥獣に強い高知県づくりを推進するため支援集落を選定するとともに各事業を活用し、勉強会や捕獲技術講習会など開催し、被害防止を図る。

7年度	イノシシ シカ サル カラス ハクビシ ン タヌキ・アナ ゲマ	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を活用し、捕獲檻やくくりわなの設置を促進する。 ・町の広報や配布物を使い、被害防止に関する知識の普及及び住民の被害対策の意識の向上を図る。 ・被害集落内の藪の刈払い等の里山整備や放任果樹の除去の推進を進める。 ・集落連携による野生鳥獣に強い高知県づくりを推進するため支援集落を選定するとともに各事業を活用し、勉強会や捕獲技術講習会など開催し、被害防止を図る。
-----	--	--

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

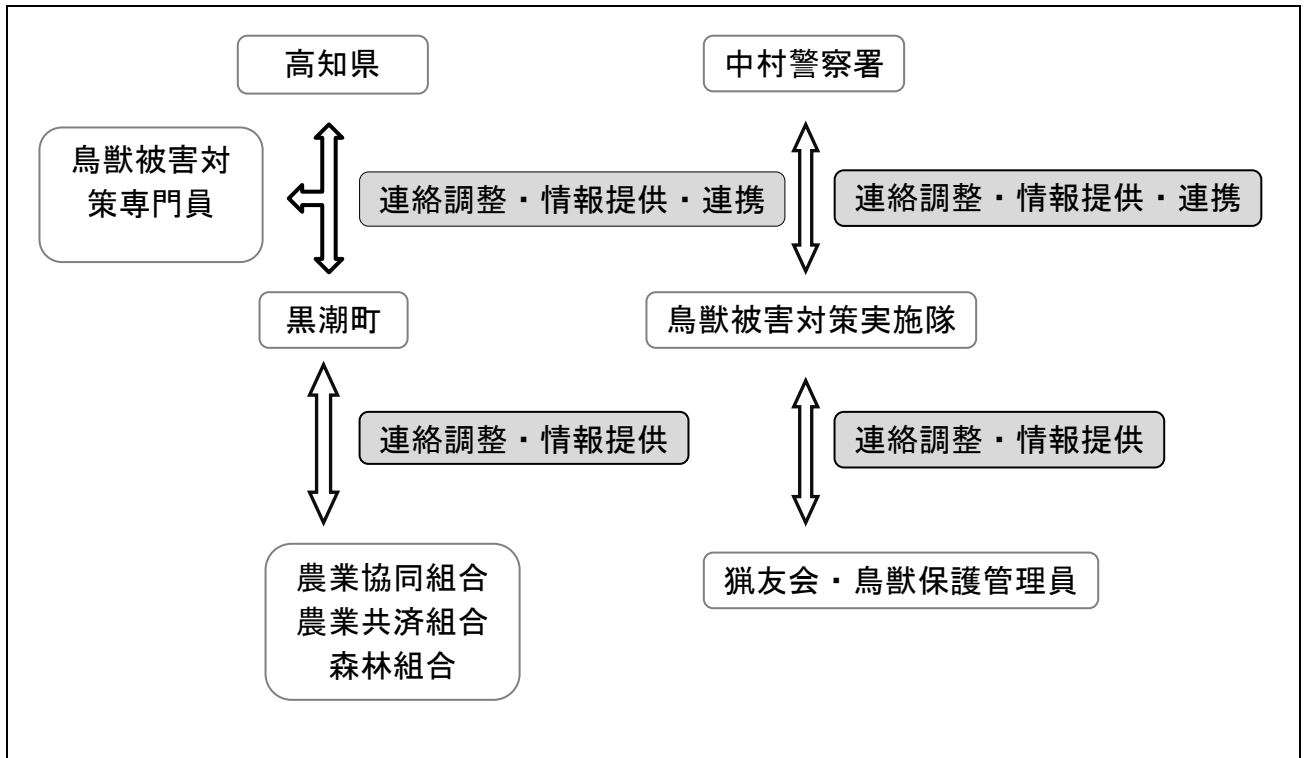
関係機関等の名称	役割
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動
猟友会	地域巡回、情報収集・提供
鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供
農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
森林組合	地域巡回、情報収集・提供
黒潮町	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
中村警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県（鳥獣被害対策専門員含む）	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
中村地区猟友会大方支部	大方地域における有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
〃 佐賀支部	佐賀地域における有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
鳥獣保護管理員	黒潮町内における有害鳥獣関連情報の提供。
区長会	地域の意見を集約し、協議会に反映する。
高知県農協大方支所	大方地域内の営農指導を通して、被害対策の技術、情報提供を行う。
〃 佐賀支所	佐賀地域内の営農指導を通して、被害対策の技術、情報提供を行う。

高知県農業共済組合西部支所	黒潮町内及び幡多地域内の鳥獣害による 水稲被害の関連情報の提供を行う。
幡東森林組合	森林管理を通して、被害対策の技術、情報 提供を行う。
黒潮町農業委員会	農家からの意見を集約して、協議会に反映 する。
黒潮町議会	町民からの意見を集約して、協議会に反映 する。
高知県幡多農業振興センター	県からの情報提供、アドバイザーとして助 言・援助。
黒潮町海洋森林課	鳥獣害防止計画の作成、協議会の事務局と 協議会の運営。
鳥獣被害対策専門員	鳥獣被害を把握し、被害対策の講習会及び 技術指導、情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記
入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等
の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県鳥獣対策課	対策の実施指導と情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入
する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等が
あれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成25年4月1日
委嘱日：令和4年4月1日
任期：3年間、但し再任を妨げない。
構成：民間隊員 112名（うち、対象鳥獣捕獲員 112名） 町職員 3名（うち、対象鳥獣捕獲員 1名）
規模：民間隊員（大方地区49名、佐賀地区5名、合計54名）
実施隊が行う被害防止策

：集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、生息・被害調査
事務局：黒潮町役場 海洋森林課

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

狩猟期には、町内猟友会を6支部に編成し、有害捕獲では狩猟登録者を7班に編成し許可証を発行、連携して捕獲活動に従事し被害防止対策を行う。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、焼却・埋設など適切な処理を行う。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲したイノシシ、シカについては、町内に加工施設やジビエ料理店がなく食肉の流通が乏しいため、捕獲者個人による自家消費を行っている。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

市街地へのイノシシの出没による人的被害が懸念される場合には、高知県、中村警察署、鳥獣被害対策実施隊、鳥獣保護管理員に連絡し、銃による射殺(捕獲)を行う。

又、不適切な電気柵の設置を発見した場合には、設置者に撤去を求めるとともに、町内放送、広報等により注意喚起を行う。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。